

## 民営刑務所の問題点——アメリカの経験から——

ジェフ・ジンデン

CAPITALIST PUNISHMENT: Prison Privatization & Human Rights.  
Coyle, Campbell and Neufeld eds. (Clarity Press, Inc., Zed Books, 2003)  
Chapter 3: The Problems of Prison Privatization: The US Experience/by  
Jeff Sinden

紹介者：岡田悦典

### 一 論文の紹介

本論文は、アメリカにおける民営刑務所がなぜ最近20年余りの間に設立され、増加していったのかを、その社会的、政治的背景に言及しながら論ずるものである。もちろん、アメリカの民営刑務所の設立に関する動きについては、その具体的な刑務所制度のあり方や、その賛否、または理念的側面など、研究すべき事柄は多い。本論文は<sup>(1)</sup>その中でも、特に刑務所民営化における人権侵害的側面に光を当てるとともに、なぜ民営刑務所がアメリカで導入されてきたのか、その背景についての考察を進めている。公営か民営かを議論するとすれば、刑務所民営化の背景に至るまで理解することによって、はじめにその現象を十分に理解することができるであろう。

## 1 はじめに

過去20年の間に民営企業が拘禁「ビジネス」に参入してきた。現在、10万人以上の人々がアメリカでは民営刑務所に収容されている。刑事司法制度の民営化は、新自由主義の目標として大きく駆り立てられ、そこでは伝統的な様々な公共財は、おそらくより効果的であり腐敗していない民間に移管されてきたのである。しかし、矯正サービスは、基本的にゴミ収集業務のように民間の手に委ねられてきたその他の公共財とは異なる。矯正サービスを提供することは、複雑で難しい仕事である。施設は、社会を守るだけでなく、いつの日か社会に復帰しなければならない被収容者の肉体的、心理的、感情的なニーズをケアするという仕事も任されている。不幸にも、民営矯正会社はこれに無惨にも失敗してきた。制度的な人権侵害は常態的である。

アメリカでは様々な形態の民営セクターが矯正産業に参入してきた。問題のあったところも多い。最も共通かつほとんど争いのないところは、公的に運営された刑務所において、品物やサービスが民間によって提供されることである。アメリカ合衆国司法援助局の報告書によれば、過去20年間に州及び地方矯正組織が医療、精神保健、教育、食品といったサービス、施設維持、行政局の保安機能に関して、民間企業と契約を交わすようになった。一般的にこのような運営は被収容者の権利を健全に尊重することと両立しない。

しかしながら、後の章で検討されるように、民営化の多くの側面で、より大きな問題が浮上してきた。例えば、矯正施設で医療サービスを民間に依頼することになると、公的施設であれ、民営施設であれ、それは重大な問題を引き起こしてきた。なぜなら、被収容者の健康へのサービスのために費やされなかった一定の年間費用が、会社の収益となるため、重要なケアを切り詰めるという動機付けを促すことになるからである。

被収容者の労働を民間企業が利用することにより、製品を作り、サービスを提供することもまた、論争のあるところであった。アメリカを始め、世界中

で、政府と地方自治体によって施設労働を利用するという長い伝統があった。このような運用は、20世紀の初期にはほぼなくなったが、最近また復活してきた。1986年、前アメリカ連邦最高裁判所判事、ワーレン・バーガーは、アメリカの刑務所における拘禁費用を削減するために、「塀のある工場」に変更するように求めた。そこで多くの州では、企業に有罪者の労働を低価格で購入することが認められてきた。例えば、カリフォルニアでは、輸出用の衣類を作る被収容者の賃金は、一時間に35セントから1ドルである。同様にオハイオでは、被収容者にはデータ入力作業に、一時間50セントが支払われる。

矯正サービスにおいて、最も争いのある民営セクター関与の形態は、営利追求の企業による矯正施設全体の管理と運営である。民間会社が公的施設の運営を受け継いだ例がある。また、企業が建築してその施設全体を管理しているものもある。この種の関与によって幾多の人権侵害が発生するという状況が作り出されてきたのである。

多くの場合には、対費用効果という企業の要求により単純に切りつめた結果、侵害が醸成されることに繋がった。例えば、低い支出と高い労働移動率により、甚だしく不適格かつ未経験の職員が多くの施設で生まれることとなった。この結果、被収容者に対する目にあまる人権侵害が頻発した。1997年に、テキサスの民営施設で看守が無抵抗の被収容者をスタンガンで撃ち、徹底的に彼らを蹴っているところを映しているビデオテープが、メディアで明るみにされた。関与した看守の一人は同様の行為によって政府が運営する刑務所から解雇されたばかりであった。

社会復帰のコストは民営刑務所によって踏みにじられてきた。施設の多くでは、重要な教育、訓練、社会復帰の機会が事実上存在しない。例えば、薬物依存の問題を抱えている被収容者はほとんど治療も受けてこなかったということがわかり、1995年にテキサスの民営拘禁施設では、薬物治療のための70万ドルが流用されたことが調査された。この種の目にあまる怠慢は、濫用とほぼ確実に常習に繋がる。なぜなら、職業訓練、教育プログラム、薬物・アルコールのた

めの治療サービスが社会復帰の成功の如何に決定的な役割を演ずるからである。

## 2 新自由主義と、増加する犯罪化、民営化への疾走

民営刑務所は、アメリカや西洋社会では新しい現象ではない。事実、数世紀前の中世イングランドでも存在していた。アメリカでは、17、18世紀に、個人が所有し、運営する刑務所がいくつかの州で見られた。これらの施設の悲惨な条件と制度的な人権侵害の結果として、民営による矯正施設の所有と運営は20世紀の初期には州に移行した。矯正施設運営と管理の機能は政府機関に委ねられ、法律によって権限づけられ、公務員が職員となった。そして政府の資金だけが投入された。確立期には、事実上、矯正サービスに民営は関与しなかった。これは1980年代に急激に変化を遂げた。

1980年代には、新自由主義の復興が見られた。そして市場原理による政策が、アメリカのレーガン大統領とイギリスのサッチャー首相によって擁護された。レーガンは、アメリカ国民の「背後に」政府を後退させることを約束し、深刻な経済不況と増大する公的負債に疲れていたアメリカの多数の国民に歓迎された。レーガンの新自由主義のモットーには、規制緩和、自由貿易、税と労働組合に対する敵意、防衛費用への偏った欲求が含まれていた。しかし、レーガンの考え方とネオリベラリズムの中心的価値は、自由市場による競争の原理である。

財の公的な分配が、本来的に非効率で、必要的に腐敗を伴うものであったとして、レーガン政権は政府活動のあらゆる形態を切りつめようと求めた。最も基本的な機能ですら攻撃を受け、行政はそれらがより効率的に民営セクターによって運営されるべきであると論じた。健康に対するケアからゴミ収集まで、幅広い政府の一連のサービスは、その後、より「効率的な」民営セクターに委託されるようになった。まもなく、多くの政策担当者は刑事司法制度の民営化を擁護するようになった。

アメリカ会計検査院によれば、(連邦と司法両者の) 刑務所運営費用の総額は、1980年のおよそ30億1千万ドルから、1994年には、170億ドルへと増加した。コストの増加は、刑務所人口が同じように増加した結果である。過去20年間では、アメリカで拘禁数が爆発的に増加した。被収容者数は一刑事施設で拘束されているのが現在200万人であり、1980年から3倍に増加した。この規模は世界的には特異である。1998年にアメリカでは10万人につき690人が拘禁されている。これと比較すると、カナダでは10万人につき123人、スウェーデンでは10万人につき60人である。

どのようにして、この莫大な刑務所人口の増加が説明されうるのだろうか。犯罪と逮捕の増加が原因ではないことは明らかである。増加は主に量刑政策によるところが大きい。1960年アメリカ会計検査院に報告書によれば、「収容人口の近年の増加は、主に、犯罪者、特に薬物犯罪者に厳しくするよう意図された主な立法による可能性が大きい。この新しい『厳罰』政策の例としては、必要的最低刑と再犯者に対する法律が挙げられる」としている。

### 3 薬物に対する闘争、必要的最低刑、そして三振法

1980年代初期には、レーガン大統領は一連の「犯罪に対する闘争」を始めた。薬物の取引に関与する者が犯罪者とされ、厳しく処罰された。この目的のために、レーガンは法執行機関の予算を大幅に増やし、FBIの予算を2倍にした。連邦の立法者も有罪が確定した犯罪者達を取り扱う包括的な諸法律を制定した。

1984年、アメリカ合衆国議会は包括的犯罪規制法と量刑改革法を制定した。これらの法律により、薬物関連の多くの犯罪に関する連邦仮釈放は廃止となり、必要的最低刑が導入された。必要的最低刑は特定犯罪の有罪確定者が刑事施設に従うことになる数年間の刑の下限を厳しく科すものである。罪刑の均衡を評価することなく裁判官は最低限の拘禁期間を有罪確定者に量定しなければならない。

2種類の別個の反薬物濫用法—一つ目は1986年に、二つ目は1988年に議会通过した—は、薬物に関連する必要的最低刑を確立させた。これらはおそらく薬物を生産・分配した人々を処罰するために工夫されたのであろうが、一方では、ささいな事件も多かった。例えば「一級の」コカインを5グラム所持してただけで、5年の拘禁刑が必要的に導き出されたのである。量刑プロジェクトによれば、1999年には62パーセントの連邦における薬物犯罪の有罪確定者が、必要的最低刑としての拘禁刑を科されていた。これらの50パーセント以上が少なくとも5年の刑を受けていたのである。

厳しくそしてしばしば裁量的な性格を有する必要的最低刑は、人権擁護グループや立法者、裁判官の間で絶えず批判されてきた。裁判官が刑罰の期間を決めるときに裁量権がないというのでは正義は達成されないと、多くの人々が考えたのである。もっとも薬物に対する闘争は今日も継続している。全米薬物規制政策局によれば、アメリカ連邦政府は薬物に対する闘争において、2001年に192億ドルを計上している。この巨額は結果が伴わないものではない。2001年だけで薬物関連の告発として、150万人が逮捕されることになると見込まれている。

過去20年間に、政治家達は「犯罪へ厳しい対応をとる」ことを騒がしく主張した。この最も象徴的な例示の一つとして、いわゆる「三振」立法がある。最初に1994年にカリフォルニア州で議会通过した。この法律のもと、三回目の重罪で有罪判決を受けた者は、自動的に25年の自由刑に処せられることとなる。1994年以降、アメリカ合衆国の半分の州が同じ法律を制定してきた。

三振法は、最も重大で常習的な犯罪者を隔離し、処罰するために表面上工夫されているが、これはほとんど訴追される事件ではなかったのである。例えば、カリフォルニアの男性がスニーカー一足を盗んだということの有罪判決を受け、現在25年の自由刑に服している（彼は過去に2度窃盗で有罪となっていた）。2000年には、20ドルのインスタントコーヒーを窃取した者が三振法による科刑を受けて上訴したが、これは棄却された。

三振法がアメリカ合衆国の拘禁の規模に影響を与えたことは明らかである。2001年6月までに、50,000人以上の受刑者がカリフォルニアの法律のもとに拘禁刑に付されている。25年を量定された者のほとんどが、非暴力的犯罪で有罪とされた者である。

「薬物に対する闘争」は、必要的最低刑と三振法のような「犯罪に対する厳しい」立法を形成し、1980年代以降のアメリカにおける拘禁の爆発的な規模を演出した責任を負うことになった。公共拘禁制度には被収容者がどっと押し寄せてきた。被収容者がいつもあふれているので、制度は定員どおりに被収容者を収容することができないと論じられた。過剰収容は急増する費用と新自由主義の高揚と相まって、1980年代初期にはアメリカの矯正制度における民営部門の関与を促した。市場はすばやく反応して、数多くの企業が新しい市場の隙間を満たそうと現れたのである。これら企業は、実質的に安価で同じレベルの矯正サービスを提供することを約束した—その節約は5パーセントから15パーセントと予測された。

民間運営施設はいくつかの理由によりさらに効率的に運営されるだろうと論じられた。第一に公的機関は費用を削減しようとする動機付けがほとんどないと信じられていた。事実、多くの公共行政の専門家の間では、公的な官僚組織では、予算を増やそうと求める傾向になっていると論じられた。逆に、民営部門では市場における競争と損失や倒産の可能性によって、経営者には費用を最低限にすることが求められる。民営化の擁護論者によって、配当金を提供することへの出資者の圧力により、より費用効率的な運営が導かれるであろうとされたのである。

その他の民営部門の最大の長所として民営刑務所擁護者によって引用されたのは、市場が素早く効率的に新しい刑務所に資金を出して、建築することができることである。急速に刑務所人口は増加していたため、多くの新しい施設をアメリカ全土で建築することが必要とされた。事実、過去10年間の新しい矯正施設の建築費用は、およそ年間70億ドルであった。州政府が各施設を新しく建

設するのに5、6年、一般的にかかっていたが、民間会社ではその半分の時間で同じ仕事ができると主張されたのである。

#### 4 アメリカにおける民営刑務所の再出現

個人で所有され、運営される刑事施設は、アメリカではまず1980年代に、テキサスとカリフォルニアにおける移民帰化局の施設の過剰収容問題に対応して現れた。州政府はそれらの被拘禁者の何人かを、被収容者一人当たり一日2ドルの費用ですむという、利益追求の企業によって運営される施設に移した。1986年までに、移民帰化局拘禁施設の25%が民営企業によって運営されていた。

州政府はすぐに先例に従った。1989年までに、民営矯正企業はおよそ24の主要な施設を運営していた。その中には、3つの中規模あるいは大規模の男性矯正施設があった。今日ではおよそ102の民営施設があり、10万人以上の人アメリカ全土で関わっている。テキサスではほとんどの施設がそれであり(43)、次にカリフォルニア(24)、フロリダ(10)、コロラド(9)と続いている。

少数の大物が民営刑務所産業に現れてきた。最古参かつ最大のものがテネシーに基盤を持つ Corrections Corporation of America (CCA) である。これは、ケンタッキー・フライド・チキンというファースト・フード・チェーンと同じ企業主である。CCA は最近ではアメリカにある民営刑務所の収容人員のおよそ半分を占めていて、イギリスの刑務所も運営しており、最近ではオーストラリアにも進出していた。次に大きい刑務所企業は、アメリカの民営刑務所の収容人員の4分の1を占めている Wackenhut Corrections である。CCA と Wackenhut Corrections に加えて、およそ12の営利刑務所企業が最近のアメリカでは活躍している。

ほとんどの民営施設は、アメリカ南部と西部の小さい町に位置している。政治家は税制上の優遇措置を約束する。刑務所は文字通り小さな町を作ることができ、数百の仕事と数百万ドルの税金を提供する。施設を充足させるために、



被収容者が他の州から運ばれてくることもよくあることである。例えば、アリゾナの民営刑務所では、遠くアラスカからネイティブ・アメリカンを供給されてきたのである。

民営矯正産業は急速にウォール街で好評を博するようになった。最初、1995年に公には1株8ドルであったのが、CCAの株価は一年も経たないうちに4倍となり、1998年には100ドル以上の高値を記録した。同じようにWackenhutの投資家も1990年代半ばには、急騰する株価によって利益を得た。両方とも高水準からは低落したが（CCA株は現在およそ13ドルであり、Wackenhutの株価はおよそ16ドルである）、すばらしい基盤を備えた投資として専門家間では評価されている。最近のアメリカ司法省の報告によると、この産業の年間総収入は、およそ10億ドルである。

## 5 法的権利及び人権の問題

アメリカにおける民営刑務所産業の出現は、緊迫した法的論争を促した。連邦及び州政府が矯正サービスを手放すかどうかについて、問題を提起した者が多くいた。現代国家の主要な姿の1つは、社会において暴力と強制を合法的に利用することを国家が独占しているということである。国家だけが犯罪者を拘禁し、逮捕し、そして刑罰を科すことができるのである。多くの人が論ずるのは、「市民から自由を剝奪し、彼らを強制する（そして殺すことさえも）ために、刑務所で彼らを支配する権限は、合法的で、道徳的にも重大であり続けるために、唯一政府権限の手によるということではなければならない」とされたことである。アメリカ法曹協会は、拘禁が政府固有の機能であり、政府がこの責任を民営産業に引き継がせることによって放棄すべきではないと指摘してきた。しかし、ほとんどの法学者は、民営刑務所は司法の範囲内で特別に禁止されない限り、アメリカでは事実上合法であると指摘した。

営利追求の施設は、それぞれ一般的には州立法府の同意を必要とする。一旦決定されると、競争を促され、企業が企画を提出するように促される。約束さ

れたレベルのサービスとそれに関連した費用に基づいて、政府は最も競争に強かった会社と契約するのである。各州は法律を制定し、政府が契約の手續を通じて民営施設にしようとしているそれらの公的矯正施設を規制している。契約規定は「必ず」というわけではないが「教育及び社会復帰サービスの提供」といった最低限のサービスレベルを、明文で約定することもよくあることである。

しかし、活動の監督及び説明責任はこの産業においては大きな問題である。なぜなら、民営化は費用効率化を追求するものの、必ずしもサービスの質や安全性を求めないからである。最も共通した民営施設に対する州による監督手段は、査察である。典型的には州の査察官が民間によって運営されている施設を一年に一度厳しく査察することである。これには、運営者、スタッフ、被收容者 (client) に構造化されたインタビューを行ったり、施設の物質的なものを点検したり、サービスとプログラムについて直に観察を行ったり、聴聞及び会議に出席したりすることが含まれている。フロリダのケースでは、民営化を権限づけた法律によって、一年間に一度の査察が要求されている。査察は、問題を明らかにしたり予見することに役立ち、技術的な支援を始めることとなったり、契約の修正や終了を促すこととなる。

しかし、一年に一度や二度の民間によって運営されている矯正施設への査察では十分ではないようである。このため、カリフォルニアのような数州では、全ての民営施設でフルタイムの監督スタッフが必要とされている。しかし、契約者と汚職を行うことに誘惑されたり、取り込まれたりしているフルタイムの監督者を利用するようでは、解決策にならないことになる。さらに、フルタイムの監督者はかなり費用がかかることとなり、矯正企業によってこの設置は抵抗されてきた。

企業によって賛成された査察の仕組みは施設認可であった。CCA の職員は、American Correctional Association が彼らの施設の全てを認可してきたことを自慢する。このようなケースがある一方で、あまり効果がないといわれている。確かに、今まで企業の説明責任の問題に対して、十分な解決策がないこと

は明らかである。費用を削減するという市場によって提供される動機付けは、この傾向を食い止めようとする査察の仕組みよりも強力である。被収容者の人権は、物理的な侵害と必要不可欠のサービスの深刻な欠落によって侵害されている。

## 6 結論

アメリカにおける増大する刑務所人口と、それに伴う増大する費用は、伝統的な公共財とサービスの提供に対する新自由主義的な市場への依存と結びついて、1980年代初頭の刑務所民営化への弾みとなった。州や連邦の立法者は、利益を追求して刑事施設を運営する人達によって実質的な救われるという約束に誘惑された。しかし興味深いことに、産業によって約束された費用節約は具体化されてきていない。

民営刑務所産業は、民営化に駆り立てた主な特徴として要求されてきた、明確かつ実質的な費用節約を達成できなかった。それでもなお、自由市場の擁護者達は、民営施設によって提供されるサービスがより効果的であり、政府によって運営されるものよりも良質であると論ずる傾向にあった。しかし、営利を追求する矯正施設では、人権侵害も制度構造上起こってきたのである。

## 二 コメント

アメリカ合衆国は、民営刑務所が広く実施されている国である。その意味では、アメリカの現状を知ることは、大変に重要である。そして、本論文によって、同国の民営刑務所の設立の流れ、背景や問題点を概観することができる。特に民営刑務所に批判的な本論文は、その理由として、民営刑務所における人権侵害の可能性をいくつか具体例を挙げて言及している。しかし、そのような権利侵害がなぜ発生するのか、その背景を、本論文は簡潔に指摘している。その1つの背景は、民営刑務所が市場原理に基づく費用効率的な運用へと導かれ

るところにある。本論文は、端的に民営刑務所の根本的な課題を問うものであるとともに、刑務所の透明化、説明責任の重要性を投げかけている。

もっとも本論文により、民営刑務所が広まっていったアメリカの政治的・社会的背景も知ることができる。そしてその中から、私たちにとって考えさせられる示唆的な指摘も多い。例えば本論文により、アメリカの民営刑務所の形態にもいろいろな形があつて、民営化の流れが、公的な刑務所の中のある部分から民営化がなされ、それが別の部分に広がっていくことを理解することができるであろう。そして本論文から、刑務所民営化は単純な1つの類型として固定的に考えられるものではないことを、私たちは理解することができる。基本的には、民営化の形態は、公営施設の管理・運営および処遇のすべてを民間に委託する形態と、施設の建設も含めてすべてを民間に委託する形態<sup>(2)</sup>があり、その中からまた様々な形態があることを、まずは理解する必要があるだろう。

しかしそれだけでなく、さらには、アメリカにおける被拘禁者人口を増加させる立法、すなわち必要的最低刑や三振法の制定を背景として、刑事施設に収容される人数が急激に増加したことが、刑務所民営化の背景として指摘されている。このことは、刑務所民営化の問題が、広く量刑政策の問題と密接に絡んでいることを示唆するものである。そしてその問題は、刑事法立法や刑事司法制度のあり方を問いかけるものであることもわかる。

わが国においても、過剰収容問題が近年取り上げられるようになった。ここ数年間で、いわゆる被収容率が100%を超えて、さらに被収容数は上昇する勢いである。現実には、新受刑者の受け入れは、ここ数年間、上昇している。もちろん、これにはわが国における犯罪検挙数の増加を理由に挙げるのが予想されるであろう。また、そのような現状を研究し、刑事政策的課題を検討することも1つのあり方であるだろう。

もっとも本論文は、もう1つ別の視点を提供している。それは、現実には拘禁することを決定するのは誰か、という視点を提示していることであり、いずれにせよ、その主体が存在するということを端的に指摘しているのである。すな

わちアメリカの場合には、その主体は三振法を制定し、量刑において裁判官の裁量を制限した立法者であるということを、本論文は物語っている。このような権限の発動において、「拘禁」という権限行使の意味合いをあらためて考えさせるところが、本論文の重要な視点であると思われる。

刑務所の民営化は、本論文で指摘されているように、市場原理を基礎として成立する側面がある。利益を追求するマーケットがなければ、企業は参入しないであろう。これを「拘禁」という側面で捉えたとすれば、マーケット拡大のために「被拘禁者数」を増やしつづけていくことになるのであろうか。人を拘束して処遇するということが、国家の専権事項から離れて民営化されるとすれば、この側面はより一層意識されなければならないことを本論文は指摘している。

このような視点から、目を転じて、日本の過剰収容の問題を考えると、おそらくアメリカのような立法により被拘禁者の数が増えるという状況とは異なるであろう。むしろ、検察官による公判請求数とほぼ連動して新受刑者数も増減していることから、拘禁刑に付すことについては、実質的に検察官の起訴猶予裁量が大きく影響している。しかし、事実上、検察官の求刑に影響されていると言われているものの、裁判官には刑の種類と程度を決定する権限が、法律で定める範囲内において、わが国の場合には与えられている。法制度としては、検察官というよりもむしろ裁判官こそが、最終的に拘禁するかどうかを決定していることも、もう一度意識する必要がある。そして、これら主体が最終的に権限を発動する際に、果たして過剰収容の問題がどの程度意識されているのであろうか。過剰収容の問題を目前にして、むしろ、司法における権限行使の意味合いをもう一度問い直す時期が到来している。

もともと、刑務所を民営化すべきかどうかと、過剰収容の問題とは理論的に厳密に結びついて議論される性格のものではない。しかし現実には、民営化の背景には、過剰収容の問題が控えている。これは、アメリカと同様にわが国でも同じである。法務省において、現在導入が検討されている PFI 手法を生か

した刑事施設の運営、整備も、過剰収容の問題が前提の事実として受け止められている。しかし、本論文からもわかるように、刑務所の民営化を過剰収容の問題解消のために検討するという、両者を結びつけた前提を、あまりにも当然の前提として疑問を投げかけないとするれば、その前提をもう一度問い直す必要があるのではないだろうか。本論文は、まさにこの視点を私たちに投げかけている。

〈注〉

- (1) 最近のアメリカにおける刑務所民営化に関する研究として、山口直也「矯正施設民営化の現状と課題－わが国はアメリカの現状から何を学ぶべきか?－」矯正講座25号109頁以下(2004年)参照。
- (2) 山口・前掲注1、112頁。
- (3) 例えば、刑法犯の起訴総数は、1985年に約110,000件ほどであったのが、その後減少し、1992年から1996年には65,000～67,000件ほどになった。しかし、その後上昇し、2002年には100,000件を再び超えるに至った。同じように、新受刑者総数も1985年には20,000件弱であったのが、その後減少し、1991年から1997年には13,000件前後ほどになった。しかし、その後上昇し、2002年には20,000人弱、2003年には20,000人を超えるに至っている。
- (4) いわゆる「量刑相場」と呼ばれているものである。
- (5) 過剰収容の直接的原因として、起訴率の上昇、公判請求件数の増加の他に、言い渡し刑期、特に覚せい剤の言い渡し刑期の長期化が収容期間の長期化をもたらしていると指摘するものとして、浜井浩一『日本犯罪社会学会第28回大会報告要旨集』29頁(2001年)参照。

(おかだ・よしのり／南山大学法学部助教授)